

小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

(2) 業務の目的

「小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

「小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 履行機関

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

2 提案上限額（予算額）

見積限度額 3,850,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、見積上限額の総額を超えている場合は、無効とする。

3 参加資格

参加事業者は、小野市公告文の「参加資格要件」を全て満たす法人とする。

4 本業務に係る全体スケジュール

実施内容	実施期間又は提出期日
実施の公告（実施要領の配布）	令和8年4月10日（金）から
質問書の提出期日	令和8年4月20日（月）午後5時まで
質問書の回答期日	令和8年4月24日（金）
企画提案書等の提出期日	令和8年4月30日（木）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年5月中旬予定
審査結果通知	令和8年5月下旬予定
契約締結	令和8年6月1日予定

5 企画提案に関する質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式1）により、電子メールにて事務局（末尾参照）まで提出すること。なお、必ず電話で受信済となっているかを確認すること。

(1) 提出期日 令和8年4月20日（月） 午後5時まで

(2) 質問書の回答

令和8年4月24日（金）までに、参加資格を満たした参加者全てに対し、Webサイトで回答する。

6 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり企画提案書等を提出すること。提出書類は、フラットファイル（A4縦型・左綴り・色指定なし）に綴り、提出すること。

(1) 業務委託見積書（様式2）

(2) 企画書

ア 見積内訳書（様式3）

イ 会社概要報告書（様式4）

ウ 受注実績報告書（様式5）

エ 業務体制報告書（様式6）

オ 本業務における企画案（調査項目、分析内容案、スケジュール案等。様式は任意とする。）

(3) 提出部数 各8部

(4) 提出期限 令和8年4月30日（木）17時まで

(5) 持参の場合は、提出期限日の9時から17時まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日は除く。）に担当課に直接提出すること。郵便又は宅配便による提出は、提出期限までに当市担当課必着とする。

(6) 見積書又は企画書に虚偽の記載が判明した場合は失格とする。

7 最優秀企画提案の選定

(1) 選定委員会による審査

企画提案は、小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査（書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、提案内容の見積金額、提案内容、実績等を評価し、最優秀企画提案を選定する。

①審査（書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング）

審査は非公開とし、提案者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

ア 審査実施日 令和8年5月中旬予定

各参加者の開始予定日時、場所は別途通知する。

イ 審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより、企画提案書等の内容に基づき行うこと。（説明20分以内、説明後15分程度の質疑を行う。）プレゼンテーション実施に係るパソコン等の準備品については、提案者が準備するものとし、モニターについては市が用意する。

- ウ プレゼンテーションは配置予定の管理者又は担当者が行うこと。
- エ プレゼンテーションは選定委員会に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により選定委員会委員が採点する。
- オ 選定委員会委員に提案するプレゼンテーション資料として、提案内容をA4用紙表裏(6ページ以内)に要約した資料を、令和8年4月30日(木)までに事前提出することができる。提出する場合は8部用意すること。

(2) 審査基準

別紙「小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託・企画提案型随意契約(プロポーザル)に係る評価基準」のとおり

(3) 審査の結果

①審査

審査基準に基づき選定委員会で企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより点数化(100点満点)して評価を行い受託候補者を選定し、併せて次候補者も選定する。なお、全対象者の点数が60点を超えない場合は、改善事項を書面により提出させ、再度選定委員会を開催し、選定するものとする。

また、参加申込者は1者であっても審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

②審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、速やかに審査対象者全者に対し、書面により通知するものとする。

ア 通知日 令和8年5月下旬予定

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 全対象者に書面により通知する。

③選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、小野市ホームページ上に掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。

なお、本市において審査結果等を公表するまでは、参加者において第三者に公表してはならない。

8 契約の締結

小野市は、「7」により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、次候補者と契約締結の交渉を行う。

9 情報公開及び提供

- (1) プロポーザルの実施に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、小野市公文書公開条例（平成 10 年条例第 1 号）の規定に基づき開示することがある。
- (2) 当該業務の受託候補者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、小野市公文書公開条例（平成 10 年条例第 1 号）の規定に基づき開示する。

10 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- (2) 企画書に記載された事項は、原則として、契約時の仕様書の内容として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、当市担当課と受託者との協議のうえ、項目を追加、変更又は削除することができることとする。
- (3) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。
- (6) プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。
- (7) 審査結果に関する照会・異議は一切受け付けない。
- (8) 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。

11 担当課・問い合わせ先

〒675-1380 兵庫県小野市中島町5 3 1 番地 小野市役所2階

小野市役所 市民福祉部高齢介護課長寿社会係

電話：TEL：0794-63-1060（直通）

FAX：0794-64-2735

E-mail：kaigo@city.ono.hyogo.jp

小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計

画策定業務委託・企画提案型随意契約（プロポーザル）に係る評価基準

評価項目	評価の視点	評価					点数
		特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
実績	・計画策定業務（特に、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等）の実績が豊富であるか	15	12	9	6	3	/15
実施体制	・専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当者を複数人配置するなど、適切な体制がとられているか ・担当者は質問に対し、明瞭かつ迅速な回答能力を有しているか ・業務を進めるにあたり、本市の要望に柔軟な対応ができるか	10	8	6	4	2	/10
分析力	・本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画について、趣旨・目的をよく理解しているか ・高齢者福祉をめぐる法改正などの国・県の政策動向等に対する情報をとらえているか ・高齢者人口・介護サービスの見込み量等の推計方法について、具体的かつ適切な提案がされているか ・本市の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか	10	8	6	4	2	/10
表現力	・企画提案書について、図表やグラフ等、レイアウトに工夫があり、視覚的にわかりやすいものとなっているか ・各印刷物の校正について柔軟な対応が見込まれるか	10	8	6	4	2	/10
提案力	・論理的な視点で、骨子案・素案を提案されているか ・計画策定に対する独自の優れた視点があるか ・提案書の内容に矛盾点がないか	15	12	9	6	3	/15
実現性	・介護保険運営協議会における、資料作成、助言など、事務的な支援が期待できるか ・適正な工程管理が提案されているか	10	8	6	4	2	/10
価格	・最低見積価格÷見積価格で算定 （小数点3位以下四捨五入）	1.0=30点 0.95以上～1.0未満=24点 0.9以上～0.95未満=18点 0.85以上～0.9未満=12点 0.8以上～0.85未満=6点 0.8未満=0点					/30
						合計	/100